

第1章 本調査の目的と構成

第1節 本調査の背景・目的

旧過疎法（過疎地域自立促進特別措置法）が令和3年3月末で期限切れを迎えることに伴い制定された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（以下「過疎法」という。）が令和3年4月に施行された。各過疎関係市町村において、過疎法に基づいて地域の持続的発展に向けた過疎対策の取組が進められているところである。

本調査では、過疎地域等自立活性化推進交付金事業（※）の活用事例や過疎地域における集落活動への参加促進の取組等の分析を行うこと等により、効果的な過疎対策を検討するために活用しようとするものである。

（※）令和3年度より、「過疎地域持続的発展支援交付金」という名称に変更している。

第2節 本調査の構成

本調査は、以下に示す項目から構成される。

◆本調査の構成

第1章 本調査の目的と構成

第1節 本調査の背景・目的

第2節 本調査の構成

第2章 過疎地域等自立活性化推進交付金の活用事例集の作成

第1節 評価検証様式の作成、送付・回収

第2節 活用事例集の作成

第3章 集落活動への参加促進に関する事例集の作成

第1節 対象団体の選出

第2節 アンケート・ヒアリングの実施

第3節 事例集の作成